

魅力ある県立高校づくりアドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 魅力ある県立学校づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）における魅力ある県立高校づくりの検討事項について、有識者・関係者から幅広い意見を聴取するため、魅力ある県立高校づくりアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(アドバイザーの選任)

第2条 アドバイザーは、学識経験を有する者、学校及び行政機関の関係者のうちから、埼玉県教育委員会教育長が選任するアドバイザー18名以内とする。

(アドバイザーの任期)

第3条 アドバイザーの任期は、令和7年3月31日までとする。

(会議の公開)

第4条 アドバイザー会議は、原則として公開とする。ただし、出席したアドバイザーの3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(運営)

第5条 アドバイザー会議の運営は、推進委員会委員長及び教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日をもってその効力を失う。